

令和7年度第1回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和7年7月27日（木）：T・V会議（オンライン開催）																						
委 員	塚 本 隆 文 (元兵庫県代表監査委員) 興 津 征 雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 川 島 富士雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 白 子 雅 人 (弁護士) 大 内 美 香 (公認会計士)																						
対象期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで																						
事務局報告																							
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について																							
<table border="1"> <tr> <td>対象工事の件数</td> <td>495件</td> <td>対象期間中の指名停止件数</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>対象工事の契約金額合計</td> <td>59,843,931千円</td> <td>対象期間中の資格制限件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>対象工事の平均落札率</td> <td>91.7%</td> <td>対象工事</td> <td>：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事</td> </tr> </table>				対象工事の件数	495件	対象期間中の指名停止件数	6件	対象工事の契約金額合計	59,843,931千円	対象期間中の資格制限件数	1件	対象工事の平均落札率	91.7%	対象工事	：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事								
対象工事の件数	495件	対象期間中の指名停止件数	6件																				
対象工事の契約金額合計	59,843,931千円	対象期間中の資格制限件数	1件																				
対象工事の平均落札率	91.7%	対象工事	：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事																				
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について																							
<table border="1"> <tr> <td>抽出案件の総数</td> <td colspan="3">4件</td></tr> <tr> <td rowspan="5">うち</td><td>一般競争入札</td><td colspan="2">1件</td></tr> <tr> <td>公募型一般競争入札</td><td colspan="2">2件</td></tr> <tr> <td>制限付き一般競争入札</td><td colspan="2">0件</td></tr> <tr> <td>指名競争入札</td><td colspan="2">0件</td></tr> <tr> <td>随意契約</td><td colspan="2">1件</td></tr> </table>				抽出案件の総数	4件			うち	一般競争入札	1件		公募型一般競争入札	2件		制限付き一般競争入札	0件		指名競争入札	0件		随意契約	1件	
抽出案件の総数	4件																						
うち	一般競争入札	1件																					
	公募型一般競争入札	2件																					
	制限付き一般競争入札	0件																					
	指名競争入札	0件																					
	随意契約	1件																					
委員からの質問・意見 及びそれに対する回答	質問・意見		回答																				
	別紙のとおり		別紙のとおり																				
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し																						

別紙

No.	質問・意見	回答
1	事務局報告 令和6年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (令和6年12月1日から令和7年3月31日までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格制限については、どのような経緯で粗雑工事が発覚したのか。 情報提供というのは内部通報なのかそれとも匿名の情報提供ということか。 その後の処理はどうなっているか。 指名停止で、資格のないものを主任技術者として置いていたという事例がいくつか出ているが、過去にもかなりあったのか、それとも最近目立ってきているのか。 低入札調査になっている理由はどういうことが考えられるか。 	<p>・事務所の方に、粗雑工事であるという情報提供があり、相手方からの事情聴取を行ったところ、相手側が粗雑な工事をしたということを認めた上で、兵庫県にそのまま引き渡しを行ったということで、不誠実な対応として資格制限を行った。</p> <p>・匿名の情報提供と聞いている。</p> <p>・当時の受注業者に対して修補請求を出し、現在該当の工事について修補を行っている状態である。</p> <p>・以前は、年に1件あるかないか程度の案件かと思われる。今回は複数でてきたが、行政処分や指名停止は公表されており、企業も気をつけると思われるため、これが続くとは考えていな</p> <p>い。</p> <p>・電気機械設備は、仕様が詳細に決まっているため総合評価は馴染まず、価格競争になるが、企業努力によって低入札調査基準価格を下回っても採算が取れると企業が判断して、応札してきていると考えられる。</p>
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について</p> <p>(1) 一般競争入札 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）発注 尼崎西宮芦屋港調査監督船建造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格の設定がないが、どういう理由か 競走参加資格で国、地方公共団体における平成21年から令和6年までの実績となっているが、この条件設定の理由は。 	<p>・調査監督船については予算執行上工事として執行しているが、考え方としては物品の調達にあたるものであり、いわゆる建設等における最低制限価格の設定はない。</p> <p>・行政が発注するという仕様のもとで、どういった管理のもとでどのように作っていくかという、施工管理的なものが必要なため。年数については総合評価落札方式で、施工実績を求める期間というのが15年であったためそれを準用した。</p>
	<p>(2) 公募型一般競争入札 まちづくり部（総務課）発注 兵庫県公館改修電気設備工事</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・資料上、入札回数が6回となっているが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札を2回行った後、不落隨契に移行して4回目の見積で予定価格との乖離が10%未満となつたため、6回としている。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別JVで実施した理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の大きいものについては、請け負いきれない、もしくは信用力の問題が出てくることと、技術力で勝る県外企業から県内企業への技術移転を政策的な狙いとしており、県外企業が、代表構成員だった場合は、県内企業をその他構成員として、JVを組むように求めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・落札金額が高くなつた理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公館は歴史的な建物のため、意匠上配慮が必要であるとか、そういった部分を見込んでいるものと想定される。また、今回は執務平行工事になつていて、執務の配慮をしながら作業をする必要があることから、工事に制約が生じ作業性が低下すると想定されるため、そのあたりを織り込んで積算したものと考えられる。
(3) 公募型一般競争入札	
警察本部（会計課）発注 五合橋ほか1 簡易IPカメラ等設置工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・見積の内容は工事の金額よりもカメラの金額の方が高いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の通りカメラの方が金額は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事と言しながらも、実質的には物品の購入に該当するので最低入札価格は設定しないと言うことがあつたりするが、工事、物品、委託という区分はどのように判断しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の規模大小にかかわらず、形状変更を伴うような、そこに設置し、掘り返して何か新しく埋め込んだりする予算は工事請負費に該当する。予算上の執行としては工事請負費の執行となるため、工事の扱いとしている。
(4) 隨意契約	
病院局（こども病院）発注 入退院支援センター間仕切工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の根拠について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院支援センターについて、暑いという苦情やプライバシーに問題があり、患者の負担軽減を図るために早急に対応する必要があり、緊急を要するものとして、病院を建設した業者と随意契約を行つた。
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約としたときの決定権者及び後のチェックは 	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁権者は総務部長になる。後で監査の時点で内容をチェックされる。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかつた旨、事務局から報告した。 	